

規制改革推進会議
「投資等ワーキング・グループ」(第7回)

船荷証券等の電子化に関する 規制改革要望について

2021年1月19日

西村あさひ法律事務所 弁護士 本柳祐介

- 船荷証券“電子化”に対する試みは、2000年前後から開始。
- 以下の国際的プラットフォームが著名。
 - 初期のプロジェクトとして、Bolero、essDOCS等。
 - 近時ではブロックチェーンを使ったedoxOnline、WAVE、CargoX等。
- 国際的なプロジェクトでは、規約を用いた合意ベースの仕組みを構築している。
 - 全ての参加者が「規約に同意し、規約によって生じる効果に対して異議を述べないこと」を約束することで、証券が発行される船荷証券と同様の法的効果を生じさせる。
 - 厳密な意味の船荷証券の電子化ではない。

- 船荷証券の“電子化”について多くのプロジェクトが立ち上げられているが、基本的には規約に基づく権利処理を図っている。
 - 全参加者が規約に合意することで、あたかも船荷証券が電子化されたかのような取扱いを行う。
 - 合意に基づくアレンジであり、厳密な意味での電子化ではない。
- しかし、規約型だけでは以下のような問題がある。
 - 全当事者が規約に同意することが前提となるため、全取引参加者を規約に合意させなければならない。
 - 第三者に対する効力が認められない(後述)。

- 民法上、動産の譲渡について占有が対抗要件となっており、占有移転がないと動産の譲渡を第三者に主張できない。
- しかし、船荷証券については上記原則が修正され(商法757条以下)、証券の譲渡(および裏書き)によって権利が移転でき、証券を所持していれば権利者として推定される。
 - 運送業者が動産の移転経路についてどういう認識であるかを問わず、船荷証券の保有者に対して動産を引き渡せば良い。
- 船荷証券を用いない場合にはこのような推定はないため、“指図による占有移転”(民法178条)のため、都度、運送業者に対する通知および運送業者による承諾が必要となる。

- 規約型の場合、システム上に指図による占有移転のための通知および承諾を仕組むことは可能であるが、システム外の通知も法的に有効。
- 例えば、二重譲渡が発生し(差し押さえによるものも含む)、システム外の通知が先に運送業者に到達した場合、基本的には当該システム外の通知が勝つ(=システム利用者が負けて権利を主張できなくなる)。
- その結果、システムに対する信頼性を確保することができず、結局は有体物としての証券に頼らざるを得ない場面がある。
- 船荷証券の電子化が実現すれば、このシステムに対する信頼性の問題は解消可能。

- 引渡証券としての有価証券について特別な取扱いが認められている理由は以下にあると考えられる。
 - 証券という有体物の存在が二重譲渡の危険性をなくす
 - 証券への記載によって債務者や権利の移転経路を明確にできる
- ブロックチェーンは、記録および承認を担うノードが十分に分散している限り、特定の者に対する信頼を前提とせず、それでいて強い改ざん耐性を有するため、有体物である証券と同様の性質を備えている。
 - 二重譲渡の危険性は存在しない。
 - ブロックチェーンへの記録によって債務者や権利の移転経路を明確にできる。

- UNCITRALによる電子的移転可能記録モデル法
- この Article 10 では、法律上の移転可能文書 (transferable document or instrument) について、以下の要件を満たすものは電子的記録であっても、法律上の移転可能文書の要件を満たすものとする旨を定めている。
 - ① 電子的記録が移転可能文書として必要な情報を記載していること
 - ② (i)特定可能性、(ii)コントロール可能性および(iii)完全性 (integrity) 保持について信頼ある方法がとられていること
- これを参考に、引渡証券としての有価証券全般に適用のある形での制度改正 (立法) がありうるが、商法を改正することにより船荷証券 (や倉荷証券) に限って電子化を認めることもありうる。

- 貿易関連の契約(国際売買契約、海上運送契約等)の準拠法が日本法でない場合であっても、日本法が適用される場面がある。
 - 物権については目的物の所在地法が準拠法とされる(通則法13条1項)。
 - 引渡証券としての有価証券については、証券の所在地法が準拠法になるとの考えが有力。
- したがって、国際的なプラットフォームであっても日本法の適用が問題になる場面があり、船荷証券の電子化によって取引の安定性が上がる。
- 世界的に同様の立法が広がれば、より取引の安定につながる。

(動産に関する物権の譲渡の対抗要件)

第一百七十八条 動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しがない限り、第三者に対抗することができない。

(指図による占有移転)

第一百八十四条 代理人によって占有をする場合において、本人がその代理人に対して以後第三者のためにその物を占有することを命じ、その第三者がこれを承諾したときは、その第三者は、占有権を取得する。

(運送品に関する処分)

第七百六十一条 船荷証券が作成されたときは、運送品に関する処分は、船荷証券によってしなければならない。

(船荷証券の引渡しの効力)

第七百六十三条 船荷証券により運送品を受け取ることができる者に船荷証券を引き渡したときは、その引渡しは、運送品について行使する権利の取得に関しては、運送品の引渡しと同一の効力を有する。

(運送品の引渡請求)

第七百六十四条 船荷証券が作成されたときは、これと引換えでなければ、運送品の引渡しを請求することができない。

(物権及びその他の登記をすべき権利)

第十三条 動産又は不動産に関する物権及びその他の登記をすべき権利は、その目的物の所在地法による。

西村あさひ法律事務所